やこう

学校だより　令和５年度２月号

令和６年１月３１日
横浜市立矢向小学校
ホームページアドレス
www.edu.city.yokohama.lg.jp/school/es/yako/

まちと保護者と学校が協働して子どもを支える

児童支援専任

児童支援専任。聞き慣れない方もいるかもしれません。児童支援専任制度は、横浜市独自の制度で、平成２６年度より各校に１名配置されています。子どもたちには、「みんなの先生」や「お助けマン」と伝えています。１年生から６年生まで、困っていたり、心配なことがあったりする子に寄り添いながら、担任や学年の職員と一緒に、安心して過ごせる方法を考えています。

また、特別支援教育や児童指導に関わる活動について、学校の中心となって進めています。その中でも、いじめの未然防止や対応に力を入れているところです。昨今、いじめのニュースを目にすることが増えたように感じます。矢向小学校では、子どもたち全員が楽しく学校生活を送れるように、教職員一丸となって、いじめの未然防止・対応に取り組んでいます。子どもと担任が１対１で話をする「教育相談」、子どもの思いを客観的に捉えられる「Y-P アセスメント」、いじめの実態を捉えられる「いじめアンケート」などを計画的に行い、未然防止に努めています。やさしい子、友達思いの子、元気で素直な子がたくさん育っています。しかし、いじめは起きてしまっています。次の表は過去２年間の矢向小学校と横浜市の小学校のいじめ認知件数です。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
矢向小のいじめ認知件数	49 件	73 件	85 件（１月末時点）
横浜市の小学校のいじめ認知件数	6168 件	10135 件	☆

ここ数年、横浜市では、「いじめを積極的に認知することが必要」という考えの基、嫌な思いをした子がいたら、いじめとして積極的に認知し、早期発見・早期対応に努めてきました。認知件数は年々増加していることが分かります。１２月の学校だよりから、今年度のいじめの認知件数を載せていますが、すでに昨年度の数を超えました。

そもそもいじめとは何か。平成２５年度から、法令では次のように定義されています。

> いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第２条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「ある子が相手の子から心や体にダメージを与えられ、嫌な思いをした」ことをいじめとして認知していますので、未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応が重要と考えています。

暴力を振るわれる、暴言を吐かれる、無視される、お金を盗られる、インターネット上で嫌なことを言われるなど、いじめの内容は多様です。また、学校内だけではなく、放課後の公園、地域行事、オンラインのゲーム内、SNS 上など、いろいろなつながりの中で、いじめが起きています。

「いじめを減らしたい、無くしたい。」これは、子どもたちはもちろんのこと、保護者の方々と教職員の共通の願いです。そのためには、いじめが多様で複雑になっている今、子ども自身がやってよいことと悪いことをしっかりと分別し、自己選択、自己決定しながら、「いじめは絶対にしない！」という意志をもつことが大切だと考えます。いじめは、いつでもどこでも起きる可能性があります。学校では言えなかったことを家庭で言うことがあるかもしれません。だからこそ、学校と家庭や地域の子どもを育てる教育力を合わせ、共に、子ども自身がいじめをしない力を身に付けられるように支えることで、いじめを減らしていきたいです。

多くの大人たちが温かく見守り、子どもたちの笑顔があふれる矢向、尻手、江ケ崎のまちの中にある矢向小学校。だれもが安心して豊かに暮らせる学校を共に目指していきましょう。